

水戸市立笠原小学校の部活動に係る活動方針

〈策定の趣旨〉

部活動の取り組みかたについて全国的に議論される中、国より提言が示されたことを踏まえ、「茨城県部活動の運営方針」、「水戸市部活動の活動方針」の改訂がなされた。今後、児童の豊かなスポーツ・文化芸術活を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方について速やかに改革に取り組み、持続可能な活動を整備する必要がある。

そこで、県の運営方針、市の活動方針を踏まえ、本校の実態に即した活動方針を定める。

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、児童にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、豊かな心の創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校教育の目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、児童のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 活動時間の遵守

- (1) 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休日は3時間を上限とする。
- (2) 週の活動時間は、11時間を上限とする。
- (3) 原則として朝の活動は行わない。

3 休養日の設定

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日1日以上、土日はどちらか1日以上)
- (2) 完全休養期間
 - ・夏季休業中：8月13日～8月15日
 - ・冬季休業中：12月29日～1月3日
 - ※学校閉庁日も休養日とする。
- (3) オフシーズンの設定
 - ・長期休業期間中は1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

4 参加する大会・コンクールの見直し

- 児童や顧問の負担が過度にならないよう、1か月あたり1大会を目安とする。

5 活動計画等の公表

- 年間計画、毎月の活動計画に加えて、活動実績についてホームページで公表する。

6 顧問(指導者)について

- 児童の活動時間については、必ず顧問が指導・看護にあたり、児童の健康管理や効率的な活動の指示等を行うものとする。顧問が不在の場合には、活動を行わない。

7 その他

- その他、活動に係る検討事項が生じた場合には、その都度、校長、副校長、教頭、顧問、関係者で協議する。

令和5年4月1日 制定